正宮造替の石灯籠（しょうぐうつくりかえ　いしどうろう）

【所　在　地】　霧島市隼人町内2496　鹿児島神宮
【種　　別】　**県指定有形文化財（建造物）**
【指定年月日】　**平成２６年４月２２日**

宝暦６（1756）年に奉納寄進された本燈籠は，鹿児島神宮境内にあり，県指定有形文化財（建造物）である拝殿左側に建つ二股の雪見燈籠である。燈籠の右脚内側には「藤原為貞誌之　宝暦六丙子年　奉寄進常夜燈　五月吉日」，左側内側には「御作事詰　寺社方相中」の文字が刻まれ，両脚の表部分には，正宮造替についての銘文が刻まれている。

銘文の概要は，「正宮の宝殿などは慶長６年に造り替えられたが，年数が経ち白蟻の被害により改築されることになった。改築は宝暦５年春に始まり，翌６年夏に竣工した。これを記念して常夜灯を建てた。」とあり，正宮造替を明示する貴重な資料である。

常夜灯として献灯されたこの石燈籠は，製作年も明らかで，江戸中期から存続する稀少な変形燈籠の一種であり，全国的にも非常に珍しい二脚付の「琴柱（ことじ）燈籠」である。また，鹿児島市浄光明寺（現在の南洲墓地）にも数基残存していたという記録があったが，現在は残骸と思える脚石のみが認められるだけである。

このように稀少価値が高く，さらに修復等もせずに，ほぼ完形で残っているということから非常に貴重である。

○　指定基準

建造物の部

建築物，土木構造物及びその他の工作物のうち，次の各号の一に該当し，かつ，各時代又は類型の典型となるもの。

(1) 意匠的に優秀なもの
(2) 技術的に優秀なもの
(3) 歴史的価値の高いもの

正宮造替の石燈籠